

新見労働基準監督署屋上防水及び内壁等改修工事

入 札 説 明 書

令和8年7月

岡 山 労 働 局

目 次

- 1 入札公告
- 2 現場説明書
- 3 付記事項
- 4 数量書
- 5 工事請負契約書（案）
- 6 現場説明等質問用紙
- 7 入札の流れ
- 8 入札書用紙等（様式1－1～様式9）、工事費内訳書、入札関係書類受領書、封筒記載例
- 9 監督職員等一覧表
- 10 設計図書

1 入札公告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に附します。

令和8年7月14日

支出負担行為担当官

岡山労働局総務部長 松岡 宗寛

1 調達内容

- (1) 工 事 名 新見労働基準監督署屋上防水及び内壁等改修工事
- (2) 工事場所 岡山県新見市新見811-1
- (3) 工事内容 建築改修、電気設備、機械設備工事（詳細は設計図書による）
- (4) 工 期 令和8年8月28日（金）から令和8年12月28日（月）までの間
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 電子調達システムの利用について

本案件は、電子調達システムにより行うこととする。

なお、電子調達システムによりがたい場合は、当局へ申し出を行い紙入札方式参加届を提出することにより、紙入札方式によることができる。

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和07・08年度厚生労働省競争参加資格審査（建設工事）において、中国地域の「建築一式」のC等級又はD等級に格付けされている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省大臣官房会計課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書類提出期限の直近2年間（ホ）及び（ハ）については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - (イ) 厚生年金保険 （ロ）健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） （ハ）船員保険 （ニ）国民年金
 - (ホ) 労働者災害補償保険 （ヘ）雇用保険注）各保険料のうち（ホ）及び（ハ）については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。
- (4) 平成22年度以降に元請けとして完成・引き渡し完了した以下の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）なお、当該施工実績が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超える請負工事に係る施工実績にあつては、「工事成績評定表」の評定点合計が65点未満のものを除くこと。
 - ・事務所の新築又は改修工事
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者または監理技術者を当該工事に配置できること。
 - ア 1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士またはこれと同等以上の資格を有するものであること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士又は二級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。
 - イ 平成22年度以降に上記（4）に掲げる基準を満たす完成・引渡が完了した工事で元請けとしての経験を有する者であること。なお、当該経験が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超える請負工事にあつては、「工事成績評定表」の評定点合計が65点未満のものを除くこと。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずるものであること。

エ 主任技術者または監理技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

- (6) 中国地域に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- (7) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (8) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (9) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (10) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (11) その他予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

4 入札説明書の交付場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階
岡山労働局総務部総務課会計第二係 小見山
電話086-225-2011
- (2) 入札説明書の交付方法
岡山労働局ホームページ (<https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/>) に掲載する。
〔調達・売払情報〕→〔入札情報〕
- (3) 入札説明書等の交付期間
本公告の日から令和8年7月29日（水）午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 電子調達システムによる入札書類データ（証明書等）の受領期限及び紙入札参加届等書類（証明書等）の受領期限
令和8年7月30日（木）午前10時
- (2) 電子調達システムによる入札書の受領期限及び紙入札方式による入札書の受領期限
令和8年7月31日（金）午後4時
- (3) 開札の日時及び場所
令和8年8月3日（月）午前9時
岡山労働局（岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階）
- (4) 電子調達システムのURL
<https://www.p-portal.go.jp/>
- (5) 入札等の問い合わせ先
上記4（1）に示す場所と同じ。
- (6) 紙入札方式による入札書等の提出先
上記4（1）に示す場所と同じ。

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
会計法第29条の4及び予決令第77条の規定により免除する。
- (3) 契約保証金
会計法第29条の9及び予決令第100条の3の規定により免除する。
ただし、付保割合を10分の3以上とする公共工事履行保証証券を付すこと。
- (4) 留意事項
担当者等から提出される本入札に係る契約関係書類については、事業者としての決定であること。もし、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。
- (5) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

契約書の作成を要す。原則、契約書の締結は電子契約によること。

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した工事を施工できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書で指定する性能、規格等の要件のうち、必須とした項目について基準をすべて満たしている入札者の中から、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 落札者の氏名、住所及び落札価格等の落札結果については公表することとする。

(9) その他

詳細は現場説明書による。

2 現場説明書

現場説明書

1 工 事 名 新見労働基準監督署屋上防水及び内壁等改修工事
〔新見労働基準監督署における外壁改修、屋上防水改修、
内装塗装、建具改修、全熱交換機設置工事等を行うもの。〕

2 現場説明会 本件は、入札説明書、契約書案、図面、仕様書及び現場説明書（以下「設計図書等」という。）によるものとし、現場説明会は実施しない。

3 説明確認事項

1 開 札 日 時	令和8年8月3日（月）午前9時
2 開 札 場 所	岡山労働局総務部総務課（岡山市北区下石井1-4-1）
3 工 事 場 所	岡山県新見市新見811-1
4 工 期	令和8年8月28日（金）から令和8年12月28日（月）まで 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。（余裕期間：契約締結日から令和8年8月27日まで） 低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。
5 仕 様 書	別添「設計図書」のとおり
6 図 面 葉 数	別添「設計図書」のとおり
7 契 約 条 件	別添「工事請負契約書（案）」のとおり
8 指 導 事 項	別紙「現場説明事項」のとおり

現 場 説 明 事 項

入 札 条 件	1 入札について (1) 入札に当たっては、設計図書等をよく確認のうえ、入札書等を提出するものとする。 (2) この工事の入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。 (3) この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。 2 入札参加者の提出書類 入札に参加しようとするものは、令和8年7月30日（木）午前10時までに入札参加資格確認申請・証明書等を岡山労働局総務部総務課会計第二係へ提出しなければならない。 3 入札保証金 免除 4 落札者の決定 落札者を決定したときは、落札者及び他の入札者に別途通知するものとする。
契 約 条 件	工事請負契約書（案）による。 ただし、次の各事項を補足する。 1 契約の保証について 予算決算及び会計令第100条の3第3項に基づき免除する。 ただし、付保割合を10分の3以上とする公共工事履行保証証券を付すこと。 2 監督職員 別添「監督職員一覧」のとおりとする。 3 条件変更等 (1) 施工数量と内訳数量調書に大幅な違いが生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議の上、施工することとする。 4 請負代金内訳書及び工程表の提出

指 導 事 項	契約締結後、14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書及び工程表を作成し、発注者に提出し、その承認を受けなければならない。 5 その他 (1) 前金払を希望する場合は、支払準備期間が必要なため、契約後、請求を行う日の前月3日までに監督職員へ連絡をすること。 (2) 契約締結日から工事の始期までの期間（以下、余裕期間という。）については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。契約締結日から現場施工に着手するまでの期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。 1 下請契約における受注者の指導について この契約に係る工事の的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合、「建設産業における生産システム合理化指針」の趣旨により、下請契約における受注者の適正な選定、合理的な下請契約の締結、請負代金支払等の適正な履行、下請における社会保険加入等雇用管理指導を行い、本指針の遵守に努めること。 2 建設資材納入業者との契約について この契約に係る建設資材納入業者との契約にあたっては、当該業者の利益を不当に害しないよう公正な取引を確保するよう努めること。 3 労働者の確保について この契約にかかる建設労働者の確保及び適正な労賃の維持等による労働条件の改善に留意し、労働災害の防止には特段の注意を払うものとする。 4 団体等加入者の使用促進について 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。 5 過積載による違法運行の防止対策について (1) 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。 (2) さし枠装着車、ダンプ規制法の表示番号等の不表示車（以下「不表示車」という。）等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。 (3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡を受ける等、過積
---------	--

	載を助長することのないようにすること。 (4) 取引関係にあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柢装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。 (5) 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。 (6) 以上のことにつき、元請建設業者は下請建設業者を十分指導すること。 6 建設業退職金共済制度への加入等 (1) 建設業者は、自ら雇用する建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。 (2) 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛け金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すること。 (3) 建設業者は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事契約締結後 1 か月以内に支出負担行為担当官岡山労働局総務部長に提出すること。 なお、工事契約締結当初は工事製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。 (4) 建設業者は、(3) の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時まで提出すること。なお、(3) の申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。 (5) 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることがあること。 (6) 建退共制度に加入せず、又は共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業
--	--

	者については、指名等において考慮することがあること。 (7) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合は、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。 7 建設業法等の遵守について (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）に違反する一括下請その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。 (2) 建設業法第26条の規定により請負業者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事する者で、請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る）を配置すること。 (3) 請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事に係る建設業が指定事業である場合の監理技術者は、建設業法第15条第2号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定されたもので、監理技術者資格証書の交付を受けているものを配置すること。この場合において、発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。 (4) 上記（1）（2）及び（3）のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。 8 建設業からの暴力団排除の徹底について (1) 岡山労働局が発注する建設工事の施工において、暴力団員等による不当要求及び工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1) により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。 (3) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じた場合は、発注者と協議を行うこと。 9 労働基準法等の遵守
--	--

	(1) この契約に係る工事の施工にあたっては、労働基準法施行令改正の趣旨に則り、労働時間について遵守するよう努めなければならない。また、工期設定においては、雨天、休祭日、官公庁の土曜閉庁、工期が夏季にかかる場合は夏季休暇、工期が年末・年始にかかる場合は、年末年始休暇を考慮している。 (2) 労働安全衛生法関係法令を遵守し労働災害の防止に努めること。 (3) 労働保険料及び社会保険料を期日までに納付していること。 10 排ガス対策の取扱いについて エンジン出力7.5kw以上260kw以下のディーゼルエンジンを搭載したバックホウ、トラクターショベル（車輪式）、ブルドーザー、発動発電機（可搬式）、空気圧縮機（可搬式）、油圧ユニット、ローラ類、ホイールクレーンを使用する際は、排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。 なお、排出ガス対策型建設機械を調達できない場合は、排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用すれば排出ガス未対策型の建設機械でも排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。 11 火災保険等の付保する時期、金額及び期限 (1) 普通火災保険等に付すべき時期及び金額は、次によるものとする。 イ 工事出来高（検査済み工事材料を含む）が、50%になったとき、請負代金の80%相当額の保険に付することとし、さらに工事出来高（検査済み工事材料を含む）が80%になったとき、請負代金相当額の保険金額となるよう付保すること。 なお、木造の対象物に対しては、工事出来高（検査済み工事材料を含む）が20%になったとき、請負代金相当額の保険金額となるよう付保すること。 ロ 付保する場合は、速やかに契約を行うこと。また初回の付保時期において請負代金額相当の保険金額を付保することが出来るものとする。 (2) 建設工事保険、組立保険を付保する場合は上記（1）に準ずるものとする。 (3) 保険の期限は、工事完成期限に14日を加えた期日までとする。ただし、工事が延長した場合は、その期限も遅延日数に応じて延長するものとする。 (4) 修繕又は模様替等の工事は次によるものとする。 イ 付保の範囲は建物の内装部分とし、建物の外装部分（防水工事、外装改修）は除くものとする。
--	--

	ロ 請負契約の工事の範囲については、請負契約金額に相当する補償額となる保険契約を対象とし、工事の着手前に、保険契約を締結するものとする。 ハ 既設建物の工事範囲外については、付保しないものとする。ただし、特に必要と認めた場合はこの限りではない。 12 安全対策 工事車両の出入りについては、通行整理及び道路清掃を含め安全確保に努めること。 13 環境対策等 ① 本工事の施工にあたり、近隣住民への騒音・振動等に十分配慮すること。 ② 本工事の施工にあたり、粉じん等の飛散防止に配慮すること。 ③ 本工事の施工にあたり、近隣住民からの苦情等が発生した場合には、迅速適正に対応すること。 14 建設副産物の処理 関係法令に従い適切に処分すること。 15 その他 (1) 本工事の監督にあたっては、前記「契約条件2」の監督職員のほか、国土交通省中国地方整備局岡山営繕工事事務所の職員等を補助者として立ち合わせることがある。 (2) 落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、契約担当官等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
--	---

3 付記事項

付 記 事 項

この入札説明書は、本件入札に関し、会計法その他関係法令に関するもののほか、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 入札に関する事項

- (1) 調達件名 新見労働基準監督署屋上防水及び内壁等改修工事
- (2) 仕 様 設計図書のとおり
- (3) 工 期 令和8年8月28日（金）から令和8年12月28日（月）まで
本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。（余裕期間：契約締結日から令和8年8月27日まで）
低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。
- (4) 場 所 岡山県新見市新見811-1

2 入 札

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

入札参加者は、設計図書等を熟読のうえ入札しなければならない。

この場合において、関係書類に疑義があるときは、令和8年7月30日（木）午前10時までの間、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札書を提出した後においては、関係書類についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に課税対象額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の10

0に相当する金額を入札書に記載すること（※入札書に記載する金額には消費税を含めないこと）。

3 入札保証金及び契約保証金

予算決算及び会計令第77条第1項第2号、第100条の3第1項第3号に基づき免除とする。ただし、付保割合を10分の3以上とする公共工事履行保証証券を付すこと。

4 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和07・08年度厚生労働省競争参加資格審査（建設工事）において、中国地域の「建築一式」のC等級又はD等級に格付けされている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省大臣官房会計課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書類提出期限の直近2年間（ホ）及び（ハ）については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - (イ) 厚生年金保険
 - (ロ) 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - (ハ) 船員保険
 - (ニ) 国民年金
 - (ホ) 労働者災害補償保険
 - (ヘ) 雇用保険注）各保険料のうち（ホ）及び（ヘ）については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。
- (4) 平成22年度以降に元請けとして完成・引き渡し完了した以下の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）なお、当該施工実績が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超える請負工事に係る施工実績にあつては、「工事成績評定表」の評定点合計が65点未満のものを除くこと。
 - ・事務所の新築又は改修工事
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者または監理技術者を当該工事に配置できること。
 - ア 1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士またはこれと同等以上の資格を有

するものであること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士又は二級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１級建築施工管理技士又は２級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。

イ 平成２２年度以降に上記（４）に掲げる基準を満たす完成・引渡が完了した工事で元請けとしての経験を有する者であること。なお、当該経験が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち５００万円を超える請負工事にあつては、「工事成績評定表」の評定点合計が６５点未満のものを除くこと。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずるものであること。

エ 主任技術者または監理技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

（６）中国地域に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。

（７）資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

（８）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

（９）厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

（１０）過去１年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

（１１）その他予決令第７３条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

５ 入札書の提出場所等

入札書は、電子調達システムにより提出するものとする。ただし、紙により入札の参加を希望する場合には、様式３により令和８年７月３０日（木）午前１０時までに申し出る必要がある。

また、電子調達システムによる入札の場合には、当該システムに定める手順に従い、電子入札システムを通じて様式４－３の証明書を令和８年７月３０日（木）午前１０時までに提出しなければならない。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることはできない。

（１）電子調達システムにより入札を行う場合

○ 入札書の提出期限

令和8年7月31日（金）午後4時

（令和8年7月14日（火）午前9時以降、提出可能であること。）

電子調達システムに到着するように提出すること。なお、通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うものとする。

（2）紙により入札を行う場合

① 入札書の提出期限

令和8年7月31日（金）午後4時

（令和8年7月14日（火）午前9時以降、提出可能であること。）

※ 郵送による入札書の提出を認める（到達時間厳守のこと。）

② 入札の日時・場所、契約条項を示す場所・問い合わせ先

〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階

岡山労働局総務部総務課会計第二係

電話：086-225-2011

③ 入札書の提出方法

入札書は別紙1-1の様式にて作成し、別添「封筒記載例」により封筒に入れ封印し、提出する。

なお、代理人が入札する場合は、別紙1-2の様式を使用するものとし、委任状は、入札書と分けて提出すること。

（3）無効の入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 競争に参加する資格のない代理人のした入札
- ② 委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ③ 記名を欠く入札
- ④ 金額を訂正した入札
- ⑤ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑥ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑦ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は二人以上の代理をした者の入札
- ⑧ その他入札に関する条件に違反した入札
- ⑨ 工事費内訳書に不備があり、入札書が無効とする場合

- ア 工事費内訳書が未記入の場合
- イ 所定の様式によらない場合
- ウ 記名のない場合
- エ 金額を訂正し、訂正印がない場合
- オ 誤字、脱字等により意思表示が明確でない場合
- カ 同一の入札案件に2通以上提出した場合
- キ 工事価格と工種等の内訳の合計価格が一致しない場合
- ク 入札価格と工事価格が一致しない場合
- ケ 工事価格を算出後、値引きにより入札価格と一致させている場合

- ⑩ 支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった場合

(4) 入札の延期

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(5) 代理人による入札

- ① 代理人が電子調達システムにより入札をする場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

なお、電子調達においては、復代理人による入札は認めない。

- ② 代理人が紙により入札する場合には、入札書に入札参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、委任状を提出しなければならない。

- ③ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(6) 入札の辞退

入札を辞退するときは、その旨を、次により申し出るものとする。

- ① 入札執行前にあつては、入札辞退届（様式5）を契約担当官等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
- ② 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

入札を辞退したものは、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

6 開 札

(1) 開札の日時及び場所

日時：令和8年8月3日（月）午前9時

場所：岡山労働局（岡山市北区下石井1－4－1）

(2) 電子入札による入札の場合

電子入札により入札書を提出した場合は立会不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

① 紙により入札書を提出した場合には、開札は、原則として入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。なお、開札への立会を希望する場合は、開札日の前営業日までに、上記5（2）②の連絡先へ電話で連絡すること。

② 入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行うため、事前の電話での連絡は不要であるが、「開札承諾書」（様式6）を提出しておくこと。なお、下記再度入札となる場合には再入札時間の時間指示があるので、不立会の場合、開札時間以降、入札参加者又はその代理人は、当局と速やかに連絡が取れる体制を確保しておくこと。

③ 開札立会の場合、入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

④ 入札者又はその代理人は、開札場に入場するときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示し又は提出しなければならない。

⑤ 開札立会の場合、入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した入札がないときは、同日中に時間指定の上、再度の入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度の入札の回数は、原則として2回を超えないものとする。

7 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が1000万円を超える工事又は製造の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき（工事の請負契約に限る。）、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうちから、当該入札の落札者の決定方法により、落札者を決定するものとする。

なお、低入札価格調査基準額を下回った入札を行った者は事後の調査に協力する義務がある。

- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。また、入札者又はその代理人が直接くじを引かないとき、電子入札によるとき、くじを引かない者があるときは、本件入札事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭及び電子調達システムの開札結果の通知により通知するとともに岡山労働局ホームページ等で公表するものとする。

8 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名捺印し、落札者決定の日から7日以内に、これを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札の効力を失う。

なお、契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

- (2) 契約条項は、別添「工事請負契約書（案）」のとおり。

9 その他

- (1) 入札説明書等の交付を受けた場合、入札関係書類受領書を提出すること。

(2) 入札した者は、入札後、この説明書、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨による表示に限る。

(4) 入札に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本入札説明書 3 の付記事項及び様式 4 に示す書類等を、令和 8 年 7 月 3 0 日（木）午前 1 0 時まで提出しなければならない。

また、開札日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(5) 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 1 3 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

(6) 支払い条件

別添「工事請負契約書（案）」に定めるとおり、業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受領した日から 4 0 日以内に契約金額を支払う。

(7) 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴収する場合があります。

(8) 電子調達システムにより執行する本案件については、入札結果に関して落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格等を同システムで公表することにあらかじめ同意するものとする。

10 電子調達システム利用時の緊急の連絡先

障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

ヘルプデスク	0 5 7 0 - 0 0 0 - 6 8 3
ホームページ	https://www.p-portal.go.jp/

11 提出書類

(1) 入札に参加しようとするものは、次の書類を **令和 8 年 7 月 3 0 日（木）午前 1 0 時まで**に次に掲げる各書類（様式）を提出すること。

- ① 入札参加資格確認申請・証明書（様式４－３）【電子入札】
- ② 入札参加資格確認申請・証明書（様式４－２）【紙入札】
- ③ 資格審査結果通知書（令和０７・０８年度厚生労働省競争参加資格審査）の写し
【電子入札】【紙入札】
- ④ 電子入札案件での紙入札方式での参加について（様式３）【紙入札】
- ⑤ 「誓約書」（様式７）【電子入札】【紙入札】
- ⑥ 入札参加受付票（様式８）【紙入札】
- ⑦ 自己申告書（様式９）【電子入札】【紙入札】
- ⑧ 同種工事の施工実績が確認できる書類（任意様式で可）【電子入札】【紙入札】

※ 上記書類の提出にあつては、郵送も可（期限内到着）とする。ただし、郵送の場合は書留など記録が残るものを利用すること。また、必要に応じて上記以外の書類を求める場合があるので、その際は速やかに提出すること。

- （２）仕様等に関する疑義については、「現場説明等質問用紙」により令和８年７月３０日（木）午前１０時までに提出すること。

※ 回答については、順次岡山労働局ホームページに掲載する。

12 入札方法及び書類等提出方法

- （１）この調達件名の入札にあたっては、入札説明書を熟覧のうえ入札書を提出すること。

開札日は令和８年８月３日（月）午前９時であるが、入札に参加する場合、令和８年７月３１日（金）午後４時までに入札書の提出が必須となる（電子入札参加・紙入札参加ともに）こと。

なお、紙入札における代理人委任の場合は、併せて「委任状」の提出を忘れないよう注意すること（入札書封筒に同封しないこと）。

- （２）入札書の提出から開札、落札者の決定までの流れについては、当説明書及び別添「入札の流れ」中に明記しているので、十分に確認しておくこと。

13 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒７００－８６１１ 岡山市北区下石井１－４－１ 岡山第２合同庁舎
岡山労働局総務部総務課会計第二係 小見山
電話：０８６－２２５－２０１１

4 数量書

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
	新見労働基準監督署屋上防水及び内壁等改修工事						
I	建築主体工事		式	1.0			
II	機械、電気設備工事		式	1.0			
III	産廃運搬・処分費		式	1.0			
	①計						
	共通仮設工事		式	1.0			
	現場管理費		式	1.0			
	一般管理費		式	1.0			
	②計						
	総工事費計	①計 + ②計					
	③消費税	(①計 + ②計) × 10%					
	工事費(総合計)	①計 + ②計 + ③消費税					

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
1	直接仮設工事						
	足場下養生	ビニルシート程度	m ²	69.6			
	外部足場	枠組み足場 900幅 手すり先行方式	m ²	591.0			
	垂直養生	防音シート	m ²	591.0			
	通路部分落下防止養生	コンパネ程度 スロープ、玄関共	式	1.0			
	整理清掃費	内部改修	m ²	130.0			
	整理清掃費	屋上改修	m ²	203.0			
	荷揚げ、荷卸し費	15tレッカー	日	2.0			
	小計						

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
2	防水改修工事						
	立上り部シート防水撤去	押え金物共	m ²	25.9			
	同上下地処理	ポリマーセメント	m ²	25.9			
	既存吹付材撤去	サンダー工法	m ²	52.2			
	同上下地処理	ポリマーセメント	m ²	52.2			
	高分子塩ビシート防水	平場絶縁工法 機械固定 厚1.2	m ²	203.0			
	塗膜防水	X-2工法 立上り、機械基礎他	m ²	80.0			
	コーナープレート		m	89.4			
	パラペットコーナーアングル		m	60.4			
	脱気筒	SUS	個	3.0			
	改修ドレン	既設撤去	個	4.0			
	モルタル浮き部分改修	アンカーピン全面エポキシ樹脂注入接着工法	m ²	50.2			
	モルタル面クラック処理	自動低圧エポキシ樹脂注入工法 0.2mm～1mm	m	1.0			
	建具廻りシーリング撤去		m	241.0			
	建具廻りシーリング	10×15 MS-2	m	241.0			
	打継目地シール撤去		m	221.0			
	打継目地シール	20×15 MS-2	m	221.0			
	小計						

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
Ⅲ	産廃運搬・処分費						
	(運搬)						
	運搬	2tダンプ	台	1.0			
	(処分費)						
	処分費	廃プラ	t	0.6			
	合計						

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
1	全熱交換器設置工事						
	全熱交換器	SCF-50LS2 同等	台	4.0			
	コントロールスイッチ		個	4.0			
	丸型フート	SUS ガラリ 防虫網月	個	8.0			
	同上取付費		台	4.0			
	穴あけ	220Φ 厚150	カ所	8.0			
	天井点検口取付	450角 額縁タイプ	カ所	5.0			
	屋上空調室外機撤去再取り付け	14KW以下 3台	式	1.0			
	小計						

5 工事請負契約書（案）

工事請負契約書（案）

- 1 工 事 名 新見労働基準監督署屋上防水及び内壁等改修工事
- 2 工 事 場 所 岡山県新見市新見 8 1 1 - 1
- 3 工 期 令和 8 年 8 月 2 8 日から 令和 8 年 1 2 月 2 8 日まで
- 4 請負代金額 ￥ -
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) ￥ -
- 5 契約保証金 免除

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

所在地 岡山市北区下石井 1 - 4 - 1

氏 名 支出負担行為担当官

岡山労働局総務部長 松岡 宗寛

受注者

所在地

氏 名

(総 則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟については、岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するも

のとする。

3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）を付さなければならない。

2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の10分の3以上としなければならない。

3 第1項の規定により受注者が付す保証は、第54条第3項各号に規定する契約の解除による場合についても保証するものでなければならない。

4 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者

を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人としてはならない。

- 一 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
- 二 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
- 三 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

- 一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合
- 二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から 30 日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 社会保険等未加入建設業者が前項第 1 号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 10 分の 1 に相当する額
- 二 社会保険等未加入建設業者が前項第 2 号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 100 分の 5 に相当する額

（特許権等の使用）

第 8 条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図

書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その官職又は氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、1名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一 現場代理人

二 専任主任技術者（建設業法第26条第2項の規定以外に該当する場合）

専任監理技術者（建設業法第26条第2項の規定に該当する場合）

監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者）

三 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の

受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

- 第12条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督職員は、監理技術者等又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
 - 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質（営繕工事にあつては、均衡を得た品質）を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督職員の立会い及び工事記録の整備等）

第14条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行つたことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 削除

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督職員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと
(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの：発注者が行う。
- 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの：発注者が行う。
- 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの：発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第21条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮)

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適當となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

- 第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

- 第33条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。
- 2 官署支出官岡山労働局長は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
 - 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

- 第34条 発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
 - 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

- 第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。
- 2 官署支出官岡山労働局長は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
 - 3 削除

4 削除

- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金を含む。以下この条から第37条まで、第41条及び第53条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは（10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

- 第36条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

- 第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

第38条 削除

(部分引渡し)

第39条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×（1－前払金額／請負代金額）

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第40条 削除

(国債に係る契約の前金払の特則)

第41条 削除

(国債に係る契約の部分払の特則)

第42条 削除

(第三者による代理受領)

第43条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条（第39条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第44条 受注者は、発注者が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第45条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき

三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第46条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第48条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 削除
- 二 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- 三 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- 四 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- 五 正当な理由なく、第45条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- 二 削除
- 三 この契約の目的物を完成させることができないことが明かであるとき。
- 四 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- 五 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 六 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 七 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明かであるとき。
- 九 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

- 十 第 50 条又は第 51 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 十一 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 49 条 第 47 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第 50 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第51条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- 二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第52条 第50条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第53条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第35条（第41条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第38条及び第42条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第50条又は第51条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるとき

は、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第46条、第50条又は第51条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第54条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 工期内に工事を完成することができないとき。
- 二 この工事目的物に契約不適合があるとき。
- 三 第47条又は第48条の規定により工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 第47条又は第48条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

- 二 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。
- 6 第2項の場合（第48条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第54条の2 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。
 - 二 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - 3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
 - 4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
 - 5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（受注者の損害賠償請求等）

第55条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約

及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 第 50 条又は第 51 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第 33 条第 2 項（第 39 条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切り捨て）の支払いを官署支出官岡山労働局長に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第 56 条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第 32 条第 4 項又は第 5 項（第 39 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から 1 年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前 2 項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第 1 項又は第 2 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 7 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第 1 項又は第 2 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指示の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

- 第57条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(制裁金等の徴収)

- 第58条 受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

- 第59条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定

により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあつせん又は調停を請求することができない。

(仲 裁)

第60条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第61条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならず、その具体的な取扱は設計図書に定めるものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第62条 受注者は、受注者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに発注者に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第63条 発注者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、受注者に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 受注者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- 二 受注者が本契約締結以前に発注者に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- 三 受注者が、受注者又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

2 本契約の再委託について前項の状況に至った場合も同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第64条 前条の規定により発注者が契約を解除した場合、受注者は、違約金として、発注者の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合に

は、変更後の契約金額) の 100 分の 10 に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

2 受注者は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第 1 項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(補 則)

第 6 5 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

6 現場説明等質問用紙

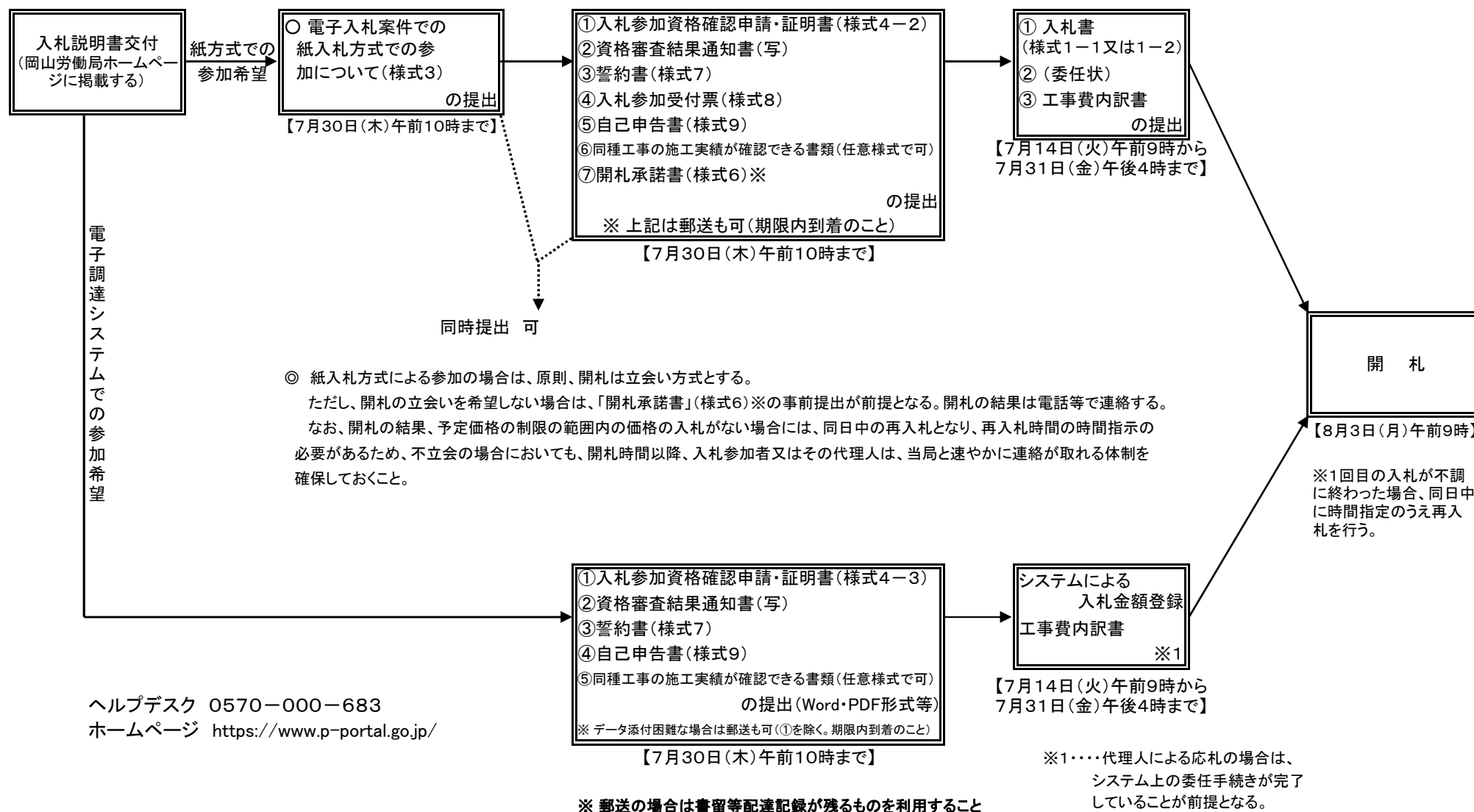
現場説明等質問用紙

令和8年 月 日

工 事 名	新見労働基準監督署屋上防水及び内壁等改修工事		
発 注 者 名	岡山労働局	TEL	０８６（２２５）２０１１
会 社 名			
住 所			
連 絡 先	TEL : メールアドレス :		
担 当 者	部課名	氏名	
質問事項			
質問受付期限：令和８年７月３０日（木）午前１０時まで（必着） ※期限までにメール（33cyotatsu@mhlw.go.jp）（件名の最初に「工事名」を記載）または郵送（総務課会計第二係あて）にて、送信お願いいたします。			

7 入札の流れ

入札の流れ



8 入札書用紙等（様式 1－1～様式 9）、工事費内訳書、
入札関係書類受領書、封筒記載例

(様式 1 - 1)

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

岡山労働局総務部長 松岡 宗寛 殿

入札者 住所

商号又は名称

代表者氏名

下記のとおり、会計法令、入札説明書等を承諾のうえ入札します。

記

件 名：新見労働基準監督署屋上防水及び内壁等改修工事

入札金額：¥

※別紙「工事費内訳書」の※工事価格と一致

※ 入札参加者本人が入札する場合に使用する様式

(様式 1 - 2)

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

岡山労働局総務部長 松岡 宗寛 殿

入札者 住所

商号又は名称

代表者氏名

代 理 人

下記のとおり、会計法令、入札説明書等を承諾のうえ入札します。

記

件 名：新見労働基準監督署屋上防水及び内壁等改修工事

入札金額： ¥

※別紙「工事費内訳書」の＊工事価格と一致

※ 代理人が入札する場合に使用する様式

(様式2)

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

岡山労働局総務部長 松岡 宗寛 殿

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

今般(代理人氏名)を代理人と定め、下記事項の入札及び見積もりに関する一切の権限を委任します。

記

件 名：新見労働基準監督署屋上防水及び内壁等改修工事

(様式3)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

岡山労働局総務部長 松岡 宗寛 殿

参加者 住所

商号又は名称

代表者氏名

電子入札案件での紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式で参加いたします。

記

1 入札案件名：新見労働基準監督署屋上防水及び内壁等改修工事

2 電子調達システムでの参加ができない理由

記入例

(様式3)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

岡山労働局総務部長 松岡 宗寛 殿

参加者 住所 岡山市〇〇区〇〇町〇〇-〇〇

商号又は名称 〇〇〇〇株式会社

代表者氏名 〇 〇 〇 〇

電子入札案件での紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式で参加いたします。

記

1 入札案件名：新見労働基準監督署屋上防水及び内壁等改修工事

2 電子調達システムでの参加ができない理由

(記入例)

- ・電子入札用認証カードの申請中だが、手続きが遅れているため
- ・電子入札対応のシステム環境が整っていないため 等

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする

(様式4)

入札参加資格確認関係書類

1 紙入札参加者は、

- ① 入札参加資格確認申請・証明書（様式4－2）
- ② 資格審査結果通知書（令和07・08年度厚生労働省競争参加資格審査）の写し
- ③ 「誓約書」（様式7）
- ④ 入札参加受付票（様式8）
- ⑤ 自己申告書（様式9）
- ⑥ 同種工事の施工実績が確認できる書類（任意様式で可）

を、令和8年7月30日（木）午前10時までに提出すること。

2 電子入札による入札参加者は、

- ① 入札参加資格確認申請・証明書（様式4－3）
- ② 資格審査結果通知書（令和07・08年度厚生労働省競争参加資格審査）の写し
- ③ 「誓約書」（様式7）
- ④ 自己申告書（様式9）
- ⑤ 同種工事の施工実績が確認できる書類（任意様式で可）

を、令和8年7月30日（木）午前10時までに提出すること。

なお、上記書類の提出にあっては、郵送も可（期限内到着）とする。ただし、郵送の場合は書留など記録が残るものを利用すること。

3 紙入札参加者は、

- ・ 代理人にあっては「委任状」（様式2）を入札書提出時に持参しておく。
- ・ 開札に不立会の場合には、事前に「開札承諾書」（様式6）を提出すること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

岡山労働局総務部長 松岡 宗寛 殿

下記の調達案件に係る一般競争入札の参加を申請します。

また、当社が落札した際は、岡山労働局との契約に支障が生じないよう、貴職が指定する業務内容を履行することが可能であること及び入札公告にある入札参加者に必要な資格を有することを証明します。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 調達案件名 | 新見労働基準監督署屋上防水及び内壁等改修工事 |
| 2 開 札 日 | 令和8年8月3日（月）午前9時 |
| 3 工 期 | 令和8年8月28日から令和8年12月28日まで |
| 4 添 付 書 類 | 資格審査結果通知書（写）、
同種工事の施工実績が確認できる書類（任意様式で可） |

（入 札 者）

住所

商号又は名称

代表者氏名

※ 紙入札で参加する場合に提出する様式

(様式4-3)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

岡山労働局総務部長 松岡 宗寛 殿

下記の調達案件に係る一般競争入札の参加を申請します。

また、当社が落札した際は、岡山労働局との契約に支障が生じないよう、貴職が指定する業務内容を履行することが可能であること及び入札公告にある入札参加者に必要な資格を有することを証明します。

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 調達案件番号 | 6 1 2 6 5 9 |
| 2 | 調達案件名 | 新見労働基準監督署屋上防水及び内壁等改修工事 |
| 3 | 工 期 | 令和8年8月28日から令和8年12月28日まで |
| 4 | 添 付 書 類 | 資格審査結果通知書（写）、
同種工事の施工実績が確認できる書類（任意様式で可） |

参加資格確認申請提出者

登録番号

業種名及び等級

業者名称

業者郵便番号

業者住所

代表者役職名

代表者氏名

代表電話番号

連絡先部署名

連絡先氏名

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス

※ 電子入札システムで参加する場合に提出する様式

(様式5)

入 札 辞 退 届

件 名 新見労働基準監督署屋上防水及び内壁等改修工事

上記について、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

岡山労働局総務部長 松岡 宗寛 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(様式6)

開 札 承 諾 書

【紙入札方式】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

岡山労働局総務部長 松岡 宗寛 殿

参加者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

私は、次の入札に係り、開札方法及び開札結果等の一切の事項について異議
申し立てを行わないことを承諾し、入札に参加します。

【入 札 件 名】 新見労働基準監督署屋上防水及び内壁等改修工事

【開 札 日 時】 令和8年8月3日（月）午前9時

(様式 7)

誓 約 書

□ 私/□ 当社は、一般競争入札に参加するに当たり、下記 1 及び 2 の事実と相違がないこと及び事実と相違があった場合は速やかに通知するとともに、下記 3 及び 4 のいずれにも該当しないこと、ならびに、将来においても該当することがないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報等を警察に提供することについて同意します。

- 1 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること（未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。）。

また、予決令第 71 条に規定される次の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後 3 年を経過していない者でないこと（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）。

- イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
ロ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
ハ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
ニ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
ホ 前各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- 2 直近 2 年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近 2 保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないこと。

※当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約する。

- 3 契約の相手方として不適当な者

（1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- 4 契約の相手方として不適当な行為をする者

（1）暴力的な要求行為

（2）法的な責任を超えた不当な要求行為

（3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（4）偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

（5）その他前各号に準ずる行為

支出負担行為担当官

岡山労働局総務部長 松岡 宗寛 殿

令和 年 月 日

住 所
商号または名称
代 表 者

※個人の場合は生年月日を記載すること。

※法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

役員等名簿

【参考様式】

法人（個人）名：

[illegible]

(様式8)

入札参加受付票

新見労働基準監督署屋上防水及び内壁等改修工事

企 業 名 称	
企 業 住 所	〒
代 表 者 役 職 名	
代 表 者 氏 名	
代 表 電 話 番 号	
連 絡 先 部 署 名	
連絡先（担当者）氏名	
連 絡 先 住 所	〒
連 絡 先 電 話 番 号	
連絡先メールアドレス	

(様式 9)

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去 1 年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記 1 から 3 について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

岡山労働局総務部長 松岡 宗寛 殿

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
岡山労働局総務部長
松岡 宗寛 殿

工 事 費 内 訳 書

工事内訳：新見労働基準監督署屋上防水及び内壁等改修工事

住 所

商号又は名称

代表者 氏名

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
	新見労働基準監督署屋上防水及び内壁等改修工事						
I	建築主体工事		式	1.0			
II	機械、電気設備工事		式	1.0			
III	産廃運搬・処分費		式	1.0			
	①計						
	共通仮設工事		式	1.0			
	現場管理費		式	1.0			
	一般管理費		式	1.0			
	②計						
	総工事費計	①計 + ②計					* 工事価格
	③消費税	(①計 + ②計) × 10%					
	工事費(総合計)	①計 + ②計 + ③消費税					

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
1	直接仮設工事						
	足場下養生	ビニルシート程度	m ²	69.6			
	外部足場	枠組み足場 900幅 手すり先行方式	m ²	591.0			
	垂直養生	防音シート	m ²	591.0			
	通路部分落下防止養生	コンパネ程度 スロープ、玄関共	式	1.0			
	整理清掃費	内部改修	m ²	130.0			
	整理清掃費	屋上改修	m ²	203.0			
	荷揚げ、荷卸し費	15tレッカー	日	2.0			
	小計						

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
2	防水改修工事						
	立上り部シート防水撤去	押え金物共	m ²	25.9			
	同上下地処理	ポリマーセメント	m ²	25.9			
	既存吹付材撤去	サンダー工法	m ²	52.2			
	同上下地処理	ポリマーセメント	m ²	52.2			
	高分子塩ビシート防水	平場絶縁工法 機械固定 厚1.2	m ²	203.0			
	塗膜防水	X-2工法 立上り、機械基礎他	m ²	80.0			
	コーナープレート		m	89.4			
	パラペットコーナーアングル		m	60.4			
	脱気筒	SUS	個	3.0			
	改修ドレン	既設撤去	個	4.0			
	モルタル浮き部分改修	アンカーピン全面エポキシ樹脂注入接着工法	m ²	50.2			
	モルタル面クラック処理	自動低圧エポキシ樹脂注入工法 0.2mm～1mm	m	1.0			
	建具廻りシーリング撤去		m	241.0			
	建具廻りシーリング	10×15 MS-2	m	241.0			
	打継目地シール撤去		m	221.0			
	打継目地シール	20×15 MS-2	m	221.0			
	小計						

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
3	外壁改修工事						
	外壁下地処理	サンダー工法 RB種同等	m ²	393.0			
	水洗い	高圧水洗機 15Mpa程度	m ²	393.0			
	下地処理	C-2	m ²	393.0			
	複層塗材E	アクリル系 ゆず肌	m ²	393.0			
	小計						

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
Ⅲ	産廃運搬・処分費						
	(運搬)						
	運搬	2tダンプ	台	1.0			
	(処分費)						
	処分費	廃プラ	t	0.6			
	合計						

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
1	全熱交換器設置工事						
	全熱交換器	SCF-50LS2 同等	台	4.0			
	コントロールスイッチ		個	4.0			
	丸型フート	SUS ガラリ 防虫網月	個	8.0			
	同上取付費		台	4.0			
	穴あけ	220Φ 厚150	カ所	8.0			
	天井点検口取付	450角 額縁タイプ	カ所	5.0			
	屋上空調室外機撤去再取り付け	14KW以下 3台	式	1.0			
	小計						

入札関係書類受領書

岡山労働局総務部 総務課 会計第二係 行

【メールアドレス】 33cyotatsu@mhlw.go.jp

送信時にメールアドレスをお間違えのないようにご注意ください

入札案件名	新見労働基準監督署屋上防水及び内壁等改修工事
受領日 (ダウンロードした日)	令和 年 月 日
事業所名	
担当者名	
担当者 電話番号	
担当者 メールアドレス	
備考欄	

岡山労働局ホームページから上記の入札関係書類をダウンロードした場合には、本票に記載していただき、上記メールアドレスへ必ず送信いただくようお願いいたします。(メール送信いただく際には件名に入札案件名を入力の上、送信お願いいたします。)

(窓口への提出でも可)

※急な仕様の変更などを行った場合に、その旨をご連絡させていただく際に使用させていただきます。

封筒記載例

封筒表面

新見労働基準監督署屋上防水及び内壁等改修工事

入札書在中

支出負担行為担当官 殿

会社名	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
住 所	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
電 話	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

封筒裏面

印

印

印

9 監督職員等一覧表

<別 添>

監 督 職 員 等 一 覧 表

監督職員等の名称		役 職 名	備 考
監 督 職 員	監督職員	岡山労働局総務課会計第三係長	

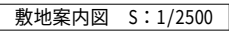
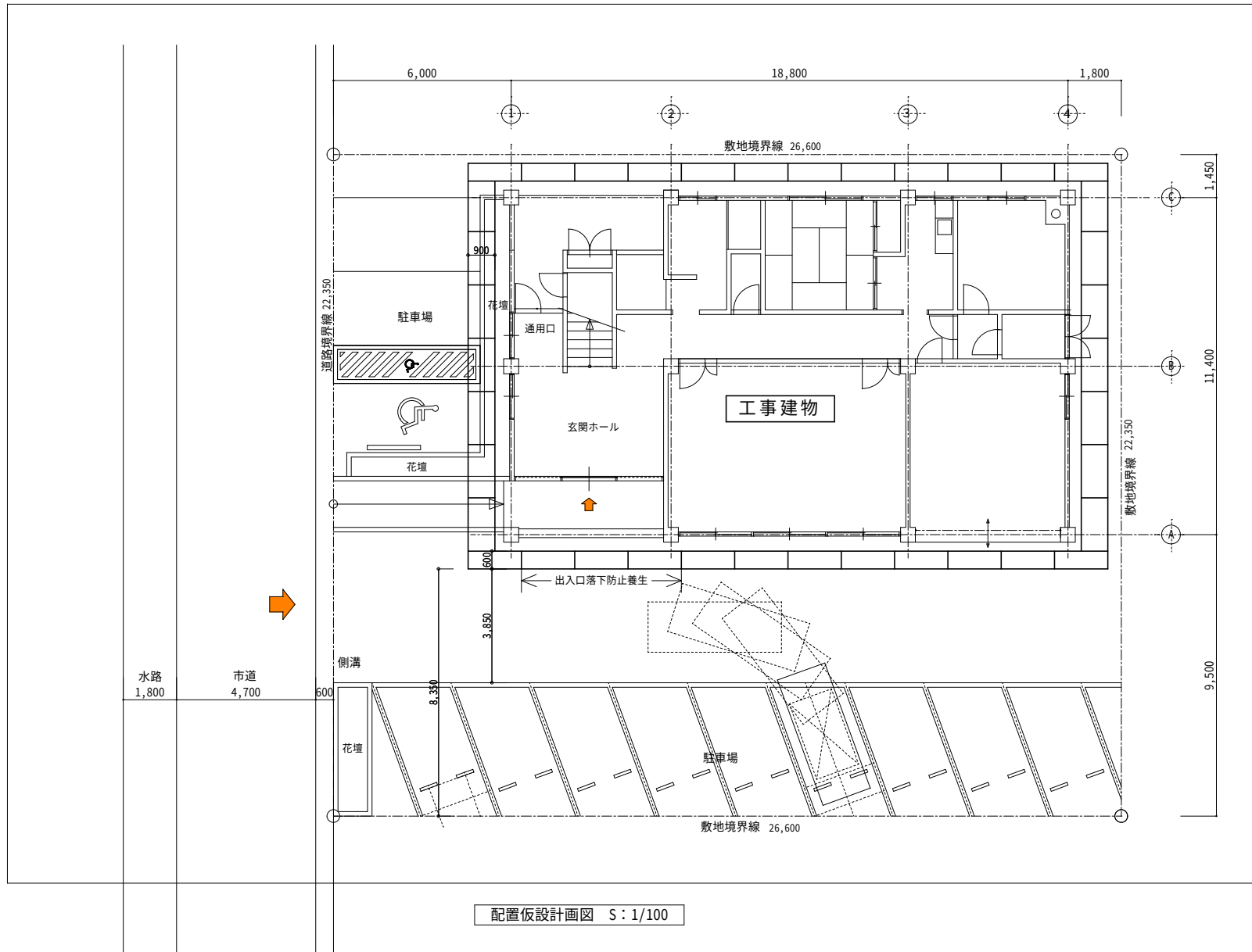
1 0 設計図書

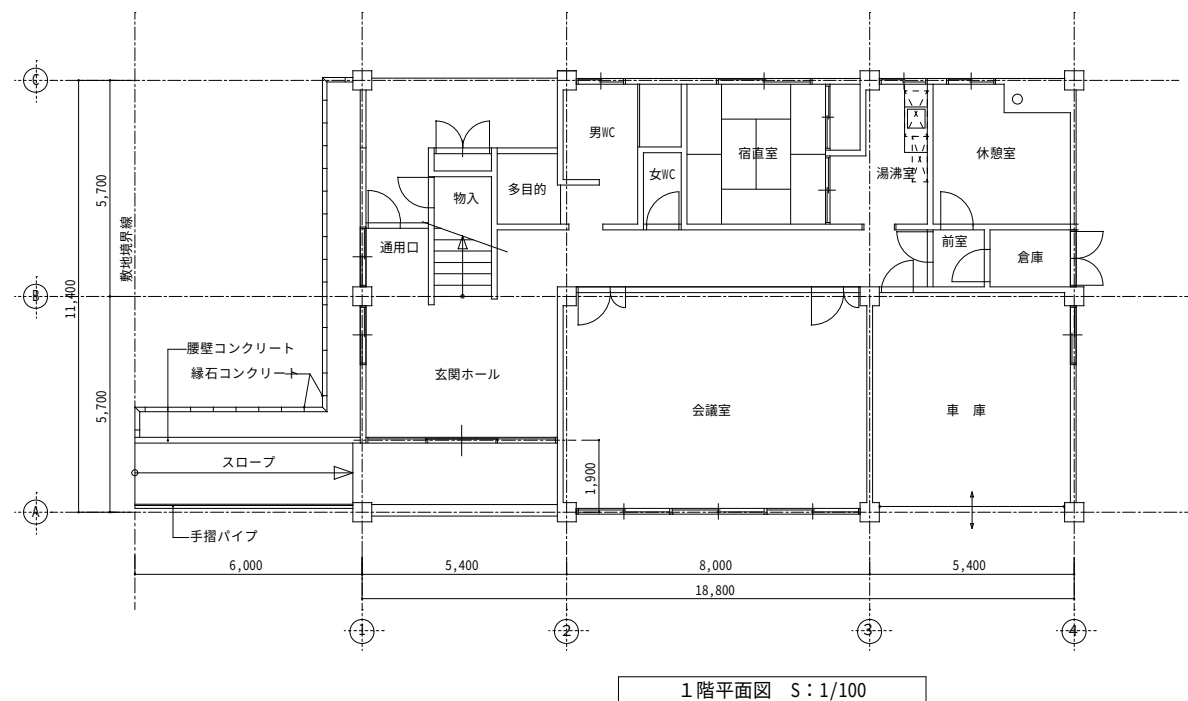
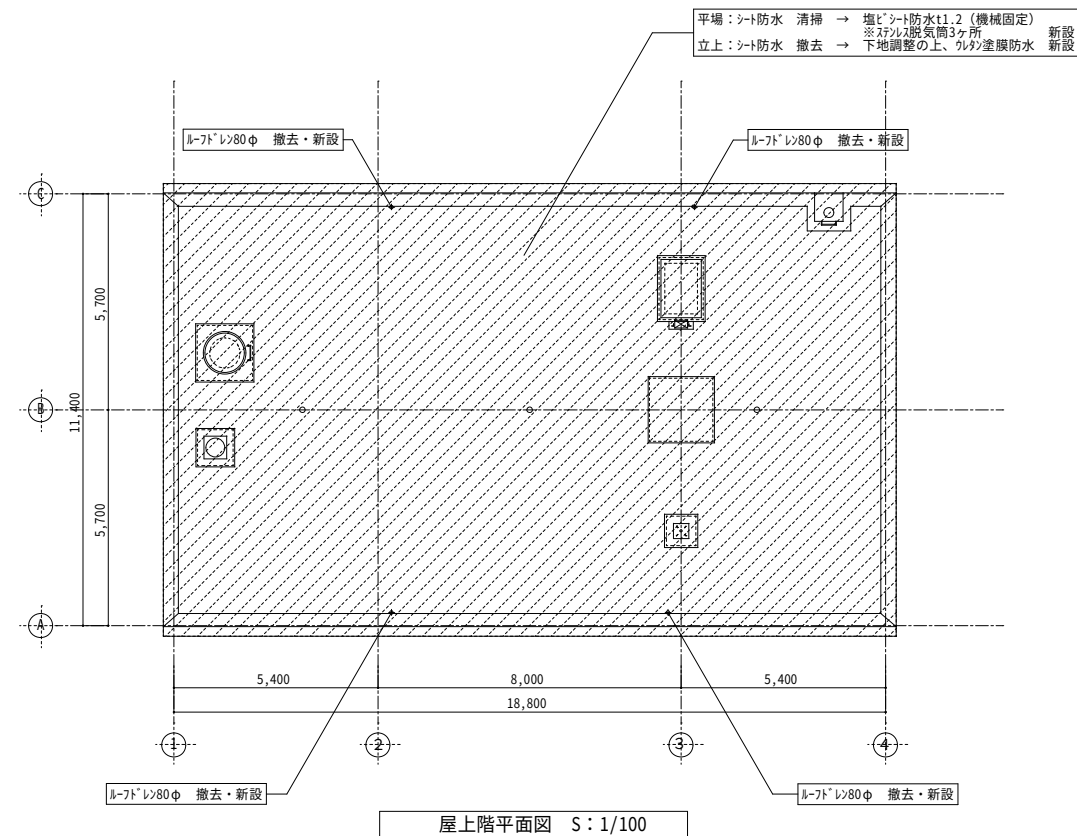
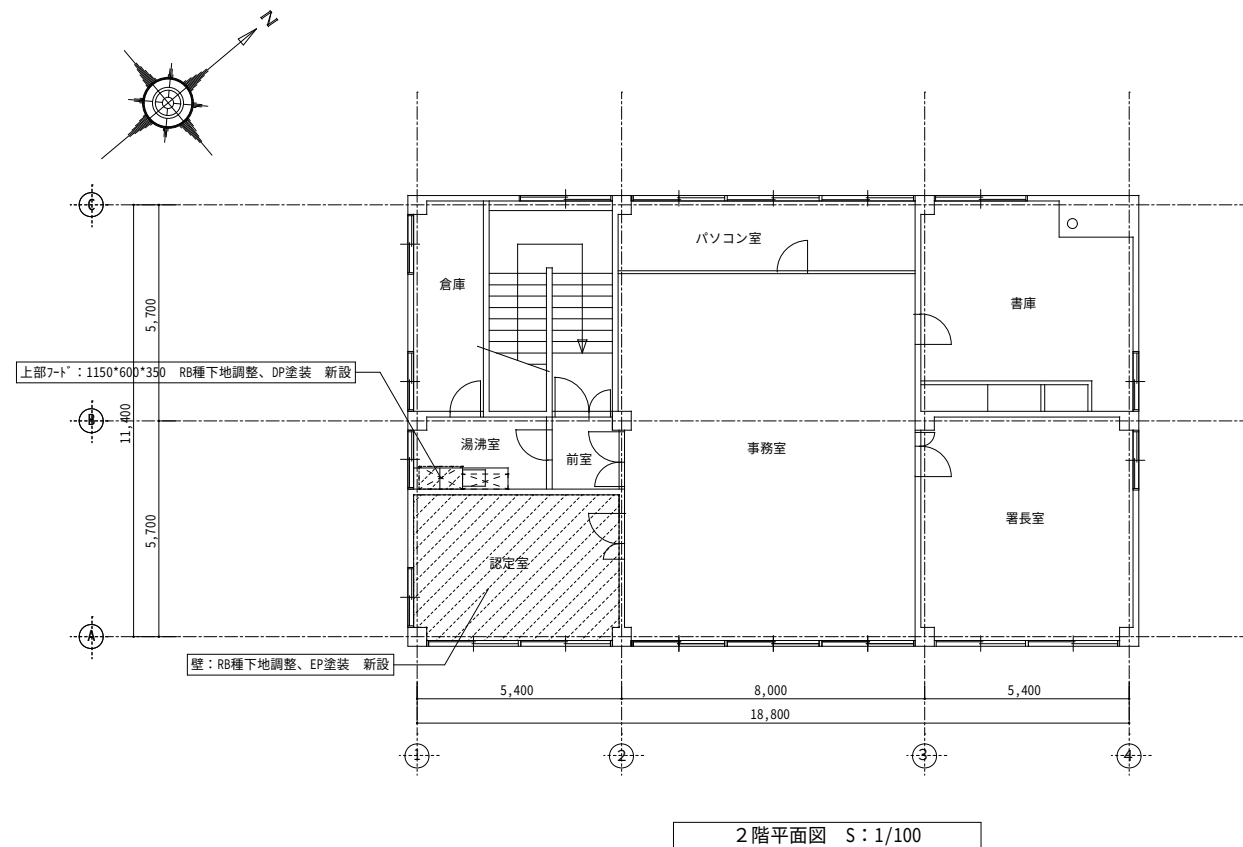
新見労働基準監督署屋上防水及び内壁等改修工事

図 面 リ ス ト

図 番	図 面 名 称	縮 尺	図 番	図 面 名 称	縮 尺
A－0 0	表紙・図面リスト	—			
A－0 1	建築改修工事特記仕様書 1	—	E－0 1	電気設備工事特記仕様書	—
A－0 2	建築改修工事特記仕様書 2	—	M－0 1	機械設備工事特記仕様書	—
A－0 3	建築改修工事特記仕様書 3	—	E M－0 2	電気機械設備 1,2階・屋上階平面図	1/100
A－0 4	配置図・敷地案内図	1/100			
A－0 5	1,2階・屋上階平面図	1/100			
A－0 6	1,2階天井伏図	1/100			
A－0 7	立面図・建具、モルタル浮き部他リスト	1/50			
A－0 8	展開図	1/50			
A－0 9	部分詳細図 1	1/30			
A－1 0	部分詳細図 2	1/30			

[illegible]

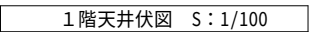




凡例	
	指示事項を示す。
	改修範囲を示す。

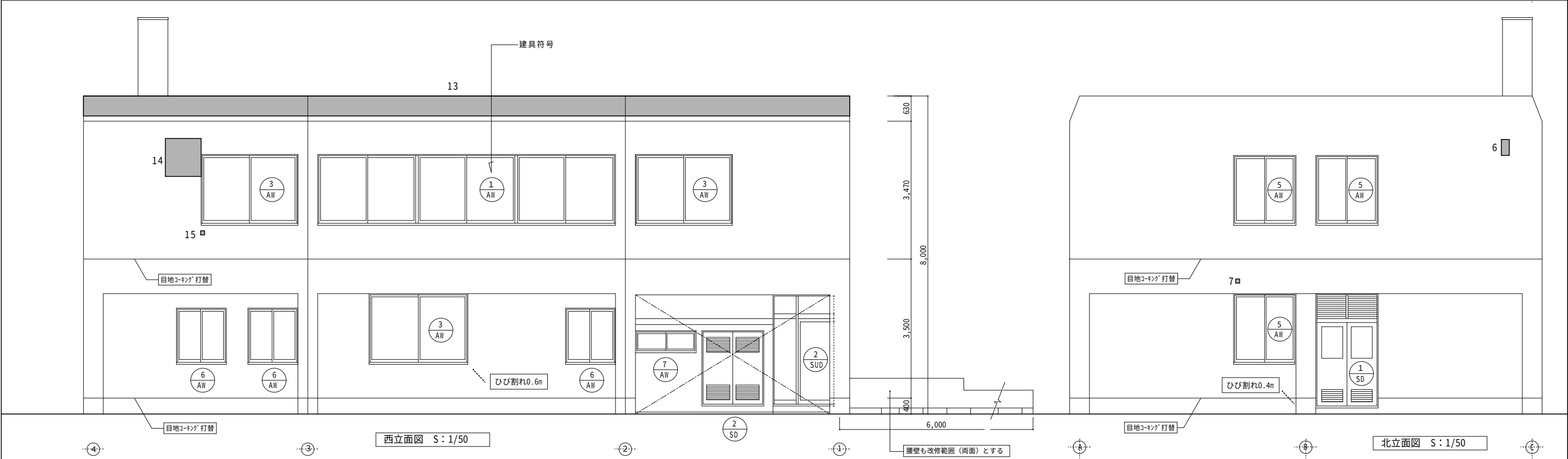
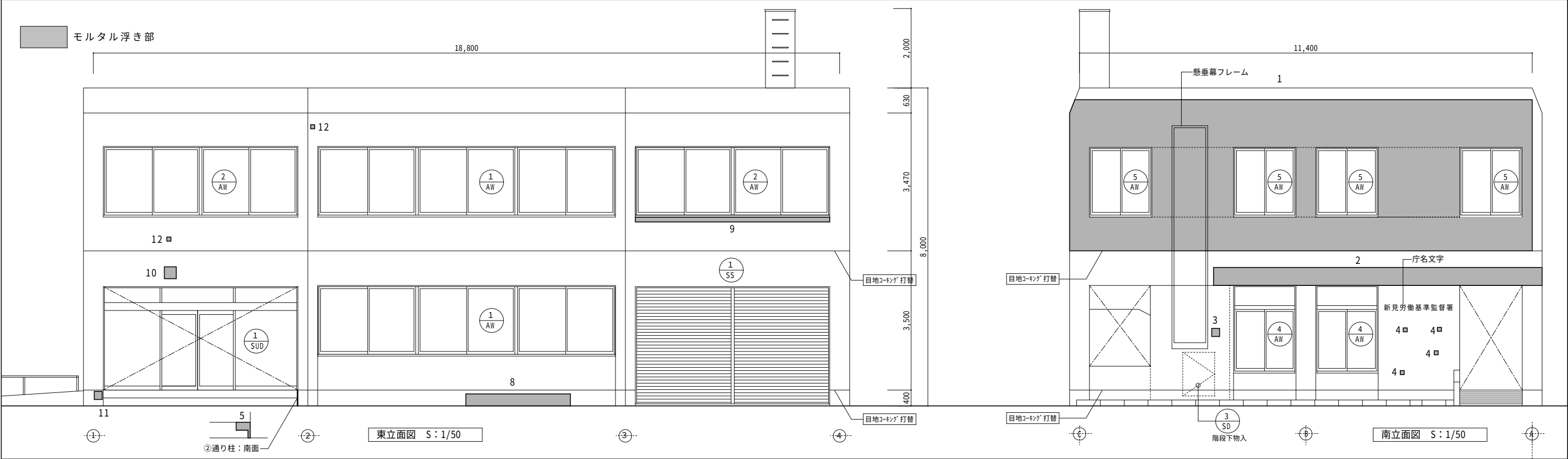
※屋上防水改修部は固定ディスクのビス引抜試験を行うこと。

		新見労働基準監督署屋上防水及び内壁等改修工事						No. A-05
		1 , 2 階・屋上階平面図						

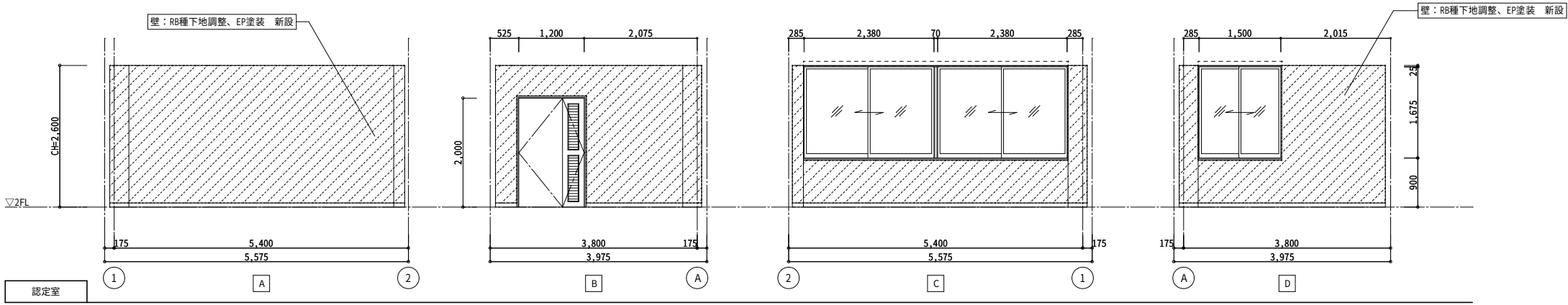


☒ 天井点検口 (アルミ製 450*450)

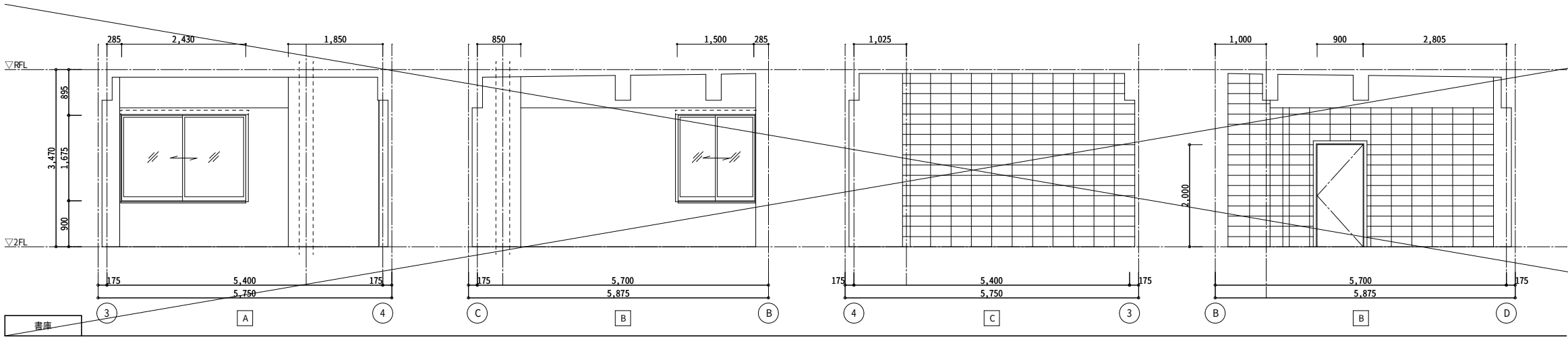
建具 リスト	符号	数量	寸法 (W)	寸法 (H)	面積(㎡)/組	周長(m)/組	符号	数量	寸法 (W)	寸法 (H)	面積(㎡)/組	周長(m)/組	モルタル 浮き部 リスト	面	番 号	面積(㎡)	カ所	集計面積(㎡)	面	番 号	面積(㎡)	カ所	集計面積(㎡)	面	番 号	面積(㎡)	カ所	集計面積(㎡)	面	番 号	面積(㎡)	カ所	集計面積(㎡)	ひび割れ部 リスト	面	長さ (m)	ひび割れ幅(mm)
	AW1	3	7,430	1,675	12.44	18.21	SUD1	1	4,960	2,575	12.77	15.07		南 面	1	34.25	1	34.25	北 面	6	0.08	1	0.08	東 面	8	0.80	1	0.80	西 面	13	9.65	1	9.65		北 面	0.4	0.5
	AW2	2	4,830	1,675	8.09	13.01	SUD2	1	1,510	2,725	4.11	8.47			2	3.76	1	3.76		7	0.01	1	0.01		9	0.50	1	0.50		14	0.86	1	0.86		西 面	0.6	0.5
	AW3	3	2,430	1,675	4.07	8.21	SD1	1	1,500	2,775	4.16	8.55			3	0.04	1	0.04							10	0.09	1	0.09		15	0.01	1	0.01				
	AW4	2	1,500	2,125	3.19	7.25	SD2	1	1,500	1,813	2.72	6.63			4	0.01	4	0.04		11	0.04	1	0.04														
	AW5	7	1,500	1,675	2.51	6.35	SD3	1	800	1,100	0.88	3.80			5	0.08	1	0.08		12	0.01	2	0.02														
	AW6	3	1,200	1,335	1.60	5.07	SS1	1	4,800	2,900	13.92	15.40																									
	AW7	1	2,180	470	1.02	5.30								南面合計			38.17(㎡)	北面合計			0.09 (㎡)	東面合計			1.45 (㎡)	西面合計			10.52 (㎡)				合 計		1.0(m)		



特記事項		新見労働基準監督署屋上防水及び内壁等改修工事	No.			
■ 既存外壁仕上：モルタル下地複数塗材RE			A-07			
■ 改修仕様は、特記仕様書 2 による			立面図 建具、モルタル浮き部他リスト			



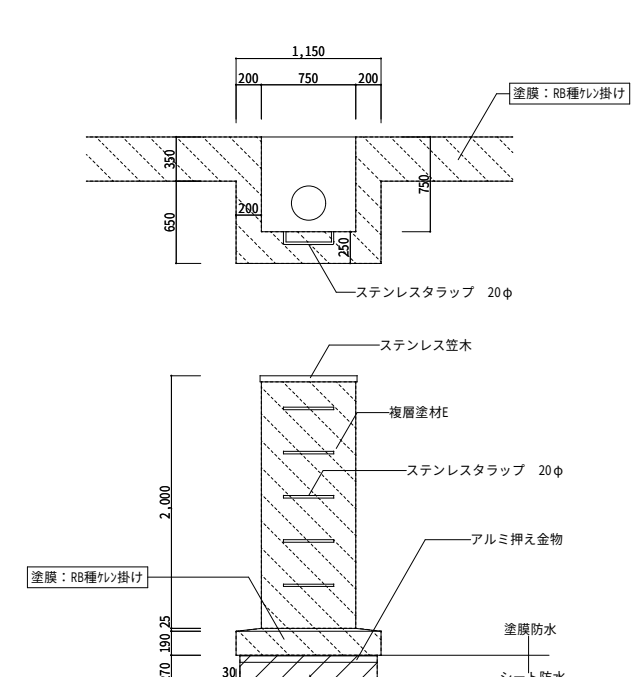
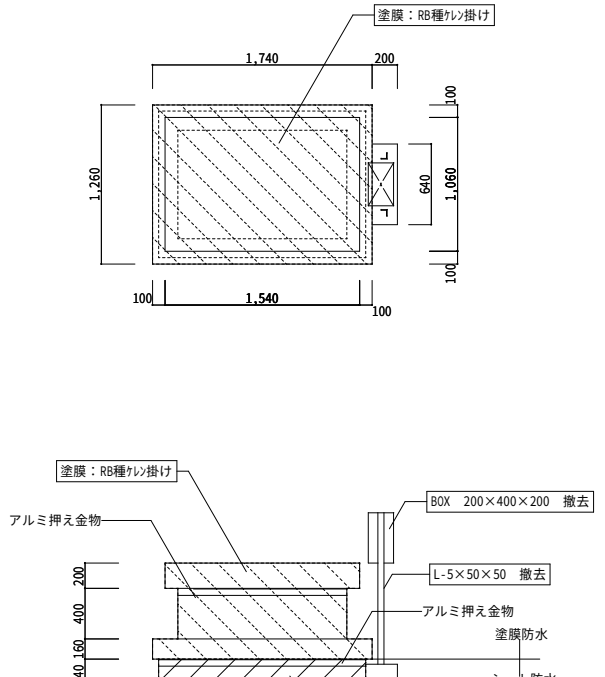
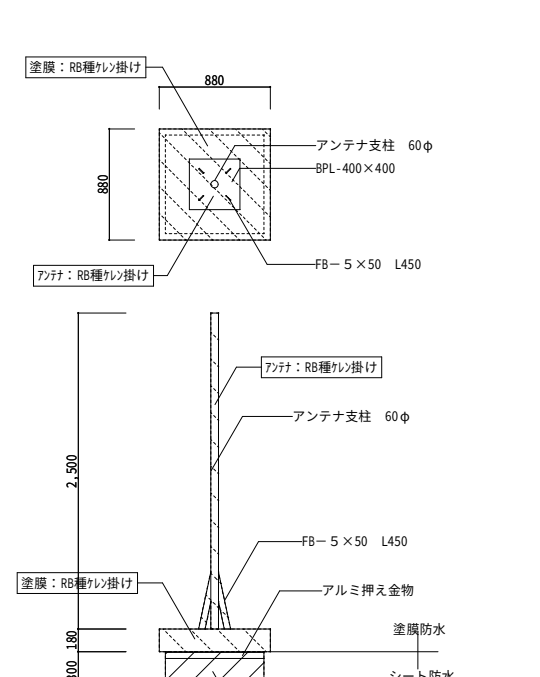
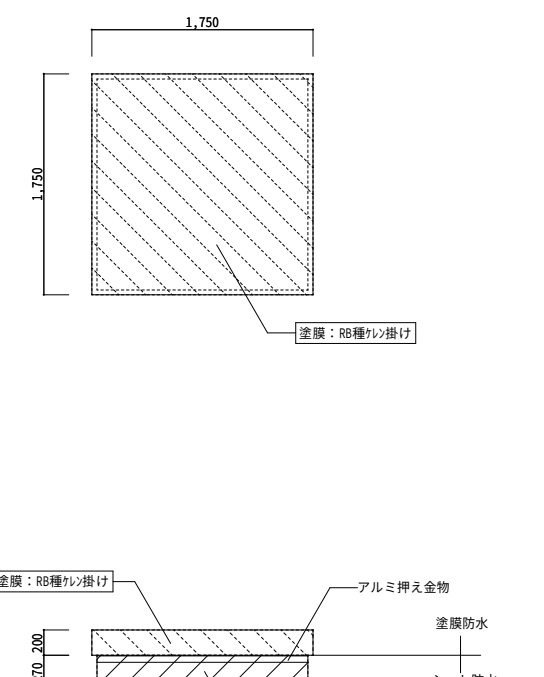
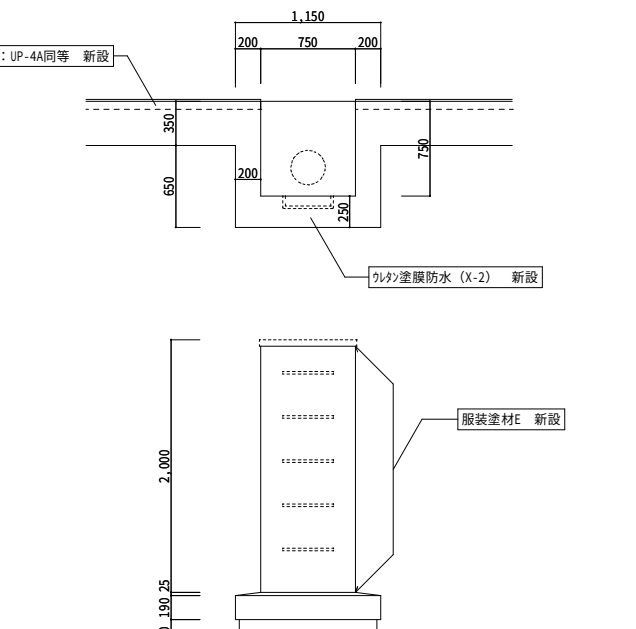
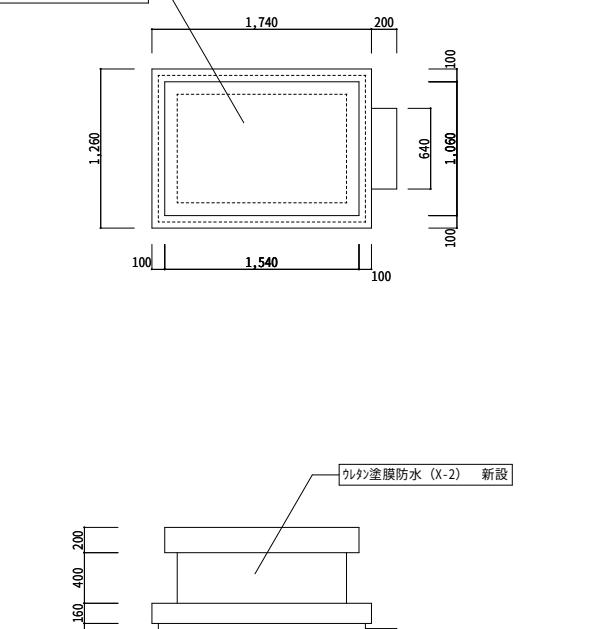
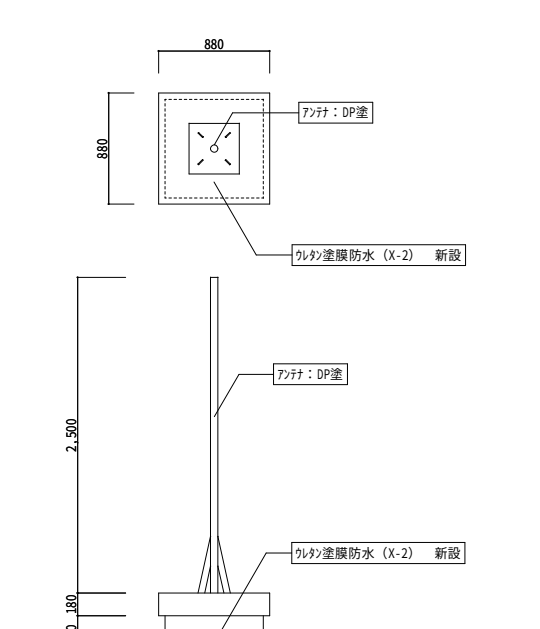
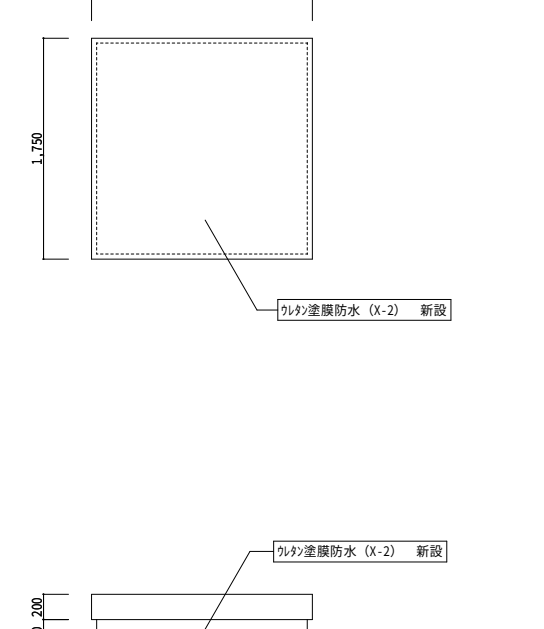
部 位	既 存 仕 上	
床	Pタイル	
巾木	ビニル巾木H=75	
壁	モルタル、EP塗	
天井	LGS下地、石膏ボードt=9.0、ロックウール化粧吸音板 フォームポリスチレン保温材厚25打込	廻縁：塩ビ製
備考	-	

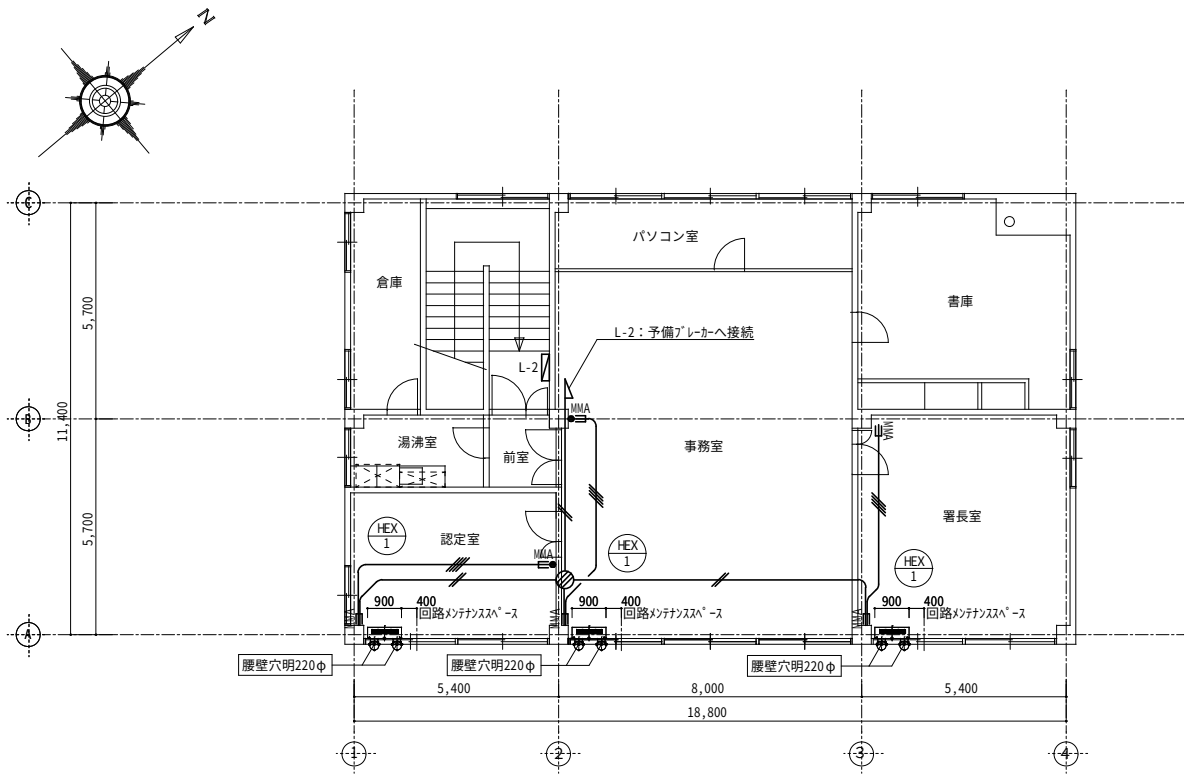


部 位	既 存 仕 上	
床	Pタイル	
巾木	モルタルH=75	
壁	コンクリート打放し (B種) CB化粧機	
天井	梁型コンクリート打放し (B種) フォームポリスチレン保温材厚25打込	廻縁：-
備考	鋼製書架、脚立	

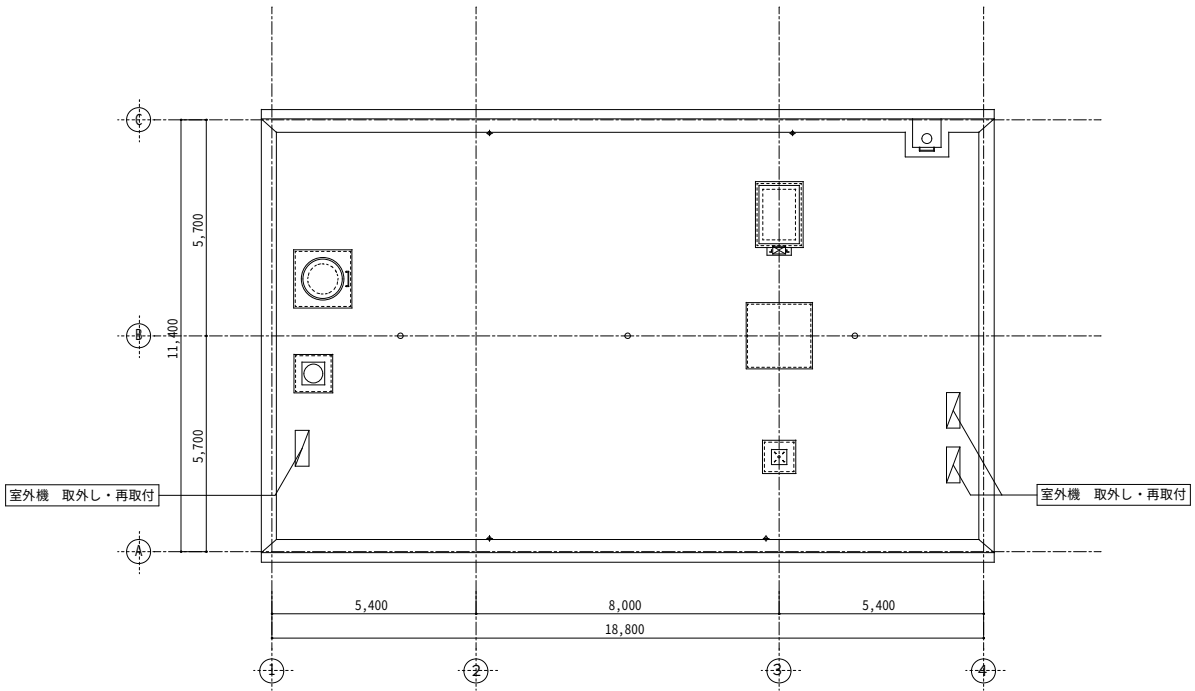
凡例	
	改修範囲を示す
	指示事項を示す
	躯体カッター切を示す
	モルタルカッター切を示す

パラペットまわり (1・4通り) 1/10		パラペットまわり (A・C通り) 1/10		ハッチまわり 1/30		換気モニターまわり 1/30	
※改修前		※改修前		※改修前		※改修前	
▼		▼		▼		▼	
※改修後		※改修後		※改修後		※改修後	
▼		▼		▼		▼	
				新見労働基準監督署屋上防水及び内壁等改修工事			
				No.			
部分詳細図 1				A-09			

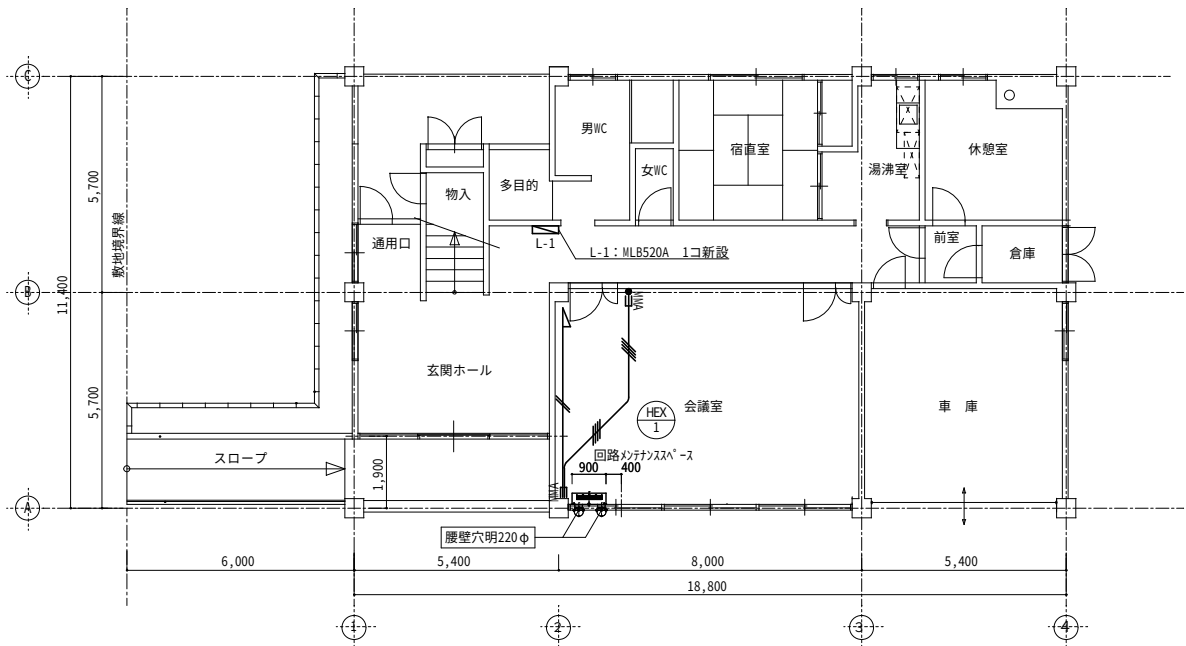
煙突まわり 1/30	配管モニターまわり 1/30	アンテナ架台まわり 1/30	架台まわり 1/30
※改修前	※改修前	※改修前	※改修前
			
▼	▼	▼	▼
※改修後	※改修後	※改修後	※改修後
			
クレタ塗膜防水 (X-2) 新設			クレタ塗膜防水 (X-2) 新設



2 階平面図 S : 1/100



屋上階平面図 S : 1/100



1 階平面図 S : 1/100

換 気 機 器 表

機器記号	名 称	機 器 仕 様	電動機 (消費電力)		設 置 場 所	台数	備 考 (参考型番)
			φ-V	KW (W)			
HEX-1	全熱交換器	床置型	1-100	(220)	事務室	1	SCF-50LS2 (三菱) 同等
		給気風量 (m3/h) 500 機外静圧 (Pa) 60			会議室	1	
		排気風量 (m3/h) 500 機外静圧 (Pa) 60			認定室	1	
		全熱交換効率 (冷房時) 48			署長室	1	
		全熱交換効率 (暖房時) 43					
		(付属品) コントロールスイッチ・丸型フード					PG-02SCP2 (三菱) 同等
							P-23FSQ5 (三菱) 同等

※全熱交換器の全熱交換効率は、JIS B 8628に規定された定格時エンタルピ交換効率とする。

※腰壁穴明の際はできるだけ鉄筋を傷つけないようにすること。

空 調 機 器 表

記 号	機器名	仕 様	数量	設置場所	備 考
-	室外機	14.0kw以下	3	屋上	

特記なき配管配線は下記とする。	
新規電気設備	
	EM-EEF 1.6mm-2C (天井内)
	EM-EEF 1.6mm-4C (天井内)
	メタルモール A 保護部分を示す。
	ジョイントボックス
	コントロールスイッチ

新見労働基準監督署屋上防水及び内壁等改修工事

電気機械設備
1, 2 階・屋上階平面図

No.

EM-02